

監 査 報 告 書

日本私立学校振興・共済事業団法（以下「事業団法」という。）第11条第3項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の平成30事業年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の業務、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書及び業務報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

当職は、平成30事業年度監査計画及び監査方針に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会等重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。加えて、事業を統括・管理する事務所及び設置する医療・宿泊施設等において、業務、財産の状況及び文部科学大臣に提出する書類を調査した。

また、理事長及び理事の職務の執行が事業団法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他事業団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、内部統制委員会に出席するとともに役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、平成30事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するにあたっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、事業団の平成30事業年度に係る業務、財務諸表等及び業務報告書の監査を行った。

II 監査の結果

1. 事業団の業務は、法令等に従い適正に実施され、助成業務にあつては、中期目標の着実な達成に向けた当該年度計画の取組み、共済業務にあつては、自主的に策定している中期展望に示された当該年度計画の取組みにより、いずれも効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2. 理事長のリーダーシップのもと、重要な意思決定に際しては、理事会を開催する等して理事長及び他の役員等との情報の共有化が図られている。また、助成業務方法書及び共済運営規則の定めに則り、理事事務分掌規程や内部統制規程を設け、組織的な取り組みとして内部統制委員会を設置し協議する等して、相互牽制機能を強化しており、内部統制システムに関する理事長及び理事の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
3. 理事長及び理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実は認められない。
4. 財務諸表等は、法令及び規程等に基づき作成され、事業団の財産及び損益の状況を正しく示していると認める。また、会計監査人の新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
5. 業務報告書は、事業団の事業の実施状況を正しく示しており、業務は法令及び規程等に従って、適正かつ能率的に運営されていると認める。

令和元年6月18日

日本私立学校振興・共済事業団

監 事 鳥 井 幸 雄 ㊟

監 事（非常勤） 武 井 裕 ㊟